

医療情報所得加算に係る揭示

当院は、マイナ保険証の利用を通じて、薬剤情報や診療情報を所得活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

令和6年6月より国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下の通り診療報酬を算定します。

マイナ保険証を利用しない場合

マイナ保険証を使用しても診療情報提供に同意されない場合

医療情報所得加算1 初診時3点（月1回に限る）

医療情報所得加算3 再診時2点（3ヶ月に1回）

マイナ保険証で診療情報提供に同意された場合

他院からの紹介状をお持ちの場合

医療情報所得加算2 初診時1点（月1回に限る）

医療情報所得加算4 再診時1点（3ヶ月に1回）